

住民の皆さんが不安に思う危険箇所に防犯カメラを設置！

～ カメラは「疲れない」「眠らない」「見逃さない」「忘れない」～

県警察では、自治会等に防犯カメラの貸出しを行い、その設置効果を体感いただく事業を行っています。

設置箇所例

「通学路」、「声掛け、つきまとい等の事案発生場所」、
「過去の犯罪発生場所」、「交通死亡事故発生場所」等



貸出対象

自治会、町内会、防犯パトロール隊等の
地域住民で結成されている団体
(以下自治会等) ※個人は対象外

貸出期間

4か月

貸出台数

必要台数

※ ご負担いただくもの等

- ・ 電気代は自治会等のご負担
- ・ カメラを設置する場所（例えば一般住宅、公民館の電気引き込みポール等）と電源（家庭用AC電源等）の準備が必要です。
- ・ 貸出期間中の保守・管理費は警察が負担

貸出実績 (R5.5末現在)

428台を貸出、394台が各自治会
等で買取り（買取率約92%）

アンケート結果

防犯カメラを設置した自治会等の
9割以上が、地域の安全・安心を
実感されています。

貸出設置までの流れ

1 防犯カメラ設置の検討

- ① 警察署から、自治会等の皆様に
設置場所のご提案をします。
- ② 自治会等での検討・合意

2 現地調査、貸出申請書の提出

- ③ 自治会等の代表者、警察担当者、
設置業者で現地調査を行い、取付
場所を選定
- ④ 自治会等の合意で決定
- ⑤ 警察署に貸出申請書を提出

3 貸出・設置



- ⑥ 管理運用規程を作成し、借受書を
警察署に提出（警察署にてサポート
します。）

4 貸出期間(4か月)の終了

- 自治会等で、継続設置を希望され
る場合は、カメラを設置業者から買い
取ることができます。
- 継続設置しない場合は、業者がカ
メラを取り外します。

防犯カメラで安全・安心街づくり

地域の犯罪
抑止対策に



通学路等の
児童の見守り
対策に

【防犯カメラ設置時の留意事項】

1 防犯カメラの設置について合意を得る

プライバシーに配慮し、自治会等内の
合意を得て設置します。

2 貸出中の防犯カメラ映像の閲覧について

映像の確認が必要な場合は、運用要綱
に基づき実施します。

